

## 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライト点灯
  - 信号遵守・交差点での一時停止と安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



### 歩道を通行できる「人」と「場合」

#### 通行できる「人」

- 13歳未満の子ども
- 70歳以上の高齢者
- 車道通行に支障がある身体に障害を持つ方

#### 歩道を通行できる「場合」

- 歩道に普通自転車歩道通行可の標識がある
- 道路工事や連続した駐車車両などのため、車道の左側を通行できない
- 自動車等の通行量が著しく多い
- 道路幅が狭く、自動車等と接触する危険がある



普通自動車  
シンボルマスコット  
歩道通行可の標識

## 歌って覚えよう！

### ごそんく 5Song

作詞・作曲 小川コータ  
編曲 久下真音  
歌 すたーふらわー  
監修 埼玉県警察本部交通企画課

自転車に乗ったなら 車の仲間入り  
車道を走ることさ 歩道は例外なんだよ  
車道を走るときは 左側を走ろう  
道路の左側だよ 左寄りを走ろうね  
もし歩道を走るなら 歩いてる人に優しく  
車道寄りをゆっくりと 危ない時は止まろう

※ 自転車ノリーナ シテリーナ  
GOGOGOGOGO 5Song  
自転車コリーナ シテリーナ  
忘れないで 5原則  
GOGO! GOGO! GOGOGOGO!!

二人乗りはダメだよ 横並びもダメだよ  
暗くなったらライトオン でも暗くなる前に帰ろう  
赤信号は止まれ 止まれのマークも止まれ  
安全確認左右 安全ルールを守ろう

※ くりかえし

自転車に乗る時は ヘルメットをかぶろうね  
おしゃれなヘアーもいいけど  
ヘルメットはかぶろうね

※ くりかえし



自転車安全利用五則を分かりやすく歌にしました。

### 楽しく歌って覚えて

自転車のルールをしっかり守りましょう！

県警ホームページで動画公開中！

[WWW.police.pref.saitama.lg.jp/](http://www.police.pref.saitama.lg.jp/)

埼玉県警察

検索

Click



## 自転車を安全に 利用するために



いのち  
命を守る ヘルメット



埼玉県警察  
シンボルマスコット  
「ボガ美ちゃん」

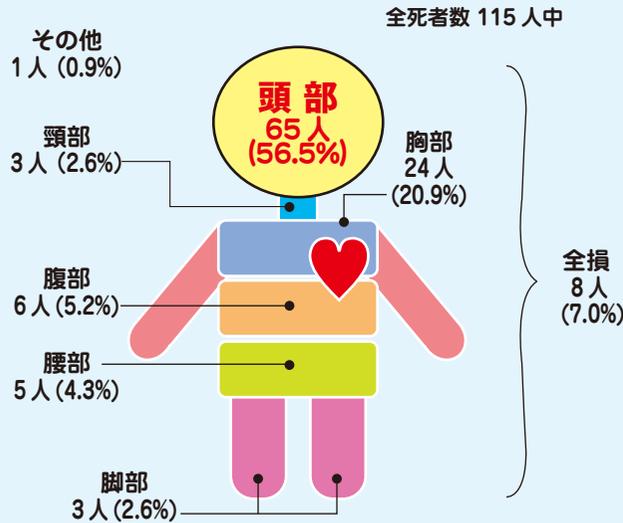
埼玉県警察



埼玉県警察  
シンボルマスコット  
「ボックくん」

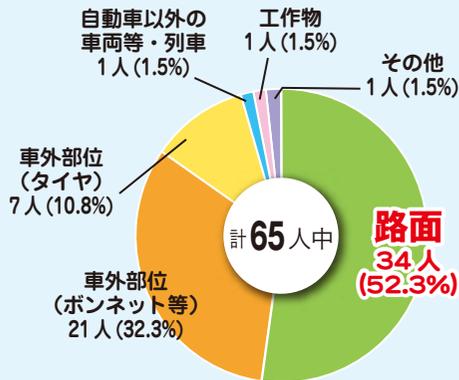
# 自転車用ヘルメットをかぶりましょう！

## 自転車死者損傷部位別 (H25～27年)



県内で自転車乗用中に交通事故に遭い亡くなった方のうち、**約57%の方が頭部負傷が致命傷**で亡くなっています。

## 自転車死者頭部損傷加害部位別 (H25～27年)



県内で自転車乗用中に交通事故に遭い、頭部負傷が致命傷で亡くなった方 65人のうち、**34人**、全体の**約52%の方が路面に頭を打ち付けて**亡くなっています。

ヘルメットで頭を守ることは、万が一の事故の場合に、重大な結果を防げる可能性があります。

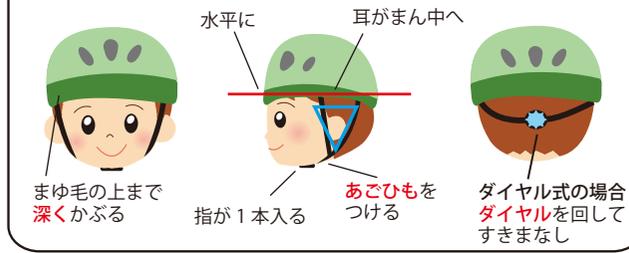
**自転車に乗る際は、ヘルメットを着用しましょう！**

# 正しくヘルメットを着用しましょう！

サイズは合っていますか？

あごひもは、きちんとしめていますか？

## 自転車ヘルメットのかぶり方



せっかくのヘルメットも、正しく着用しなければ効果が発揮されません。

頭の大きさに合ったヘルメットを選びましょう。

また、あごひもは必ず締めましょう。

## いろいろな自転車用ヘルメット

サイクリング用や街乗り用のもの、ファッション性の高いものまで、さまざまなヘルメットがあります。



## 〈自転車損害保険〉…事故に備えを

自転車でも交通事故を起こせば、損害賠償など民事上の責任を問われることがあります。万が一の事故に備えて、保険に加入しましょう。

また、自転車安全整備店で購入、点検整備をした自転車に貼られるTSマークには、1年間有効の付帯保険があります。年に1回点検整備を受けましょう。



# 受講対象となる危険行為

- ①信号無視
- ②通行禁止違反
- ③歩行者用道路における車両の義務違反 (徐行違反)
- ④通行区分違反
- ⑤路側帯における通行方法違反
- ⑥遮断踏切立入り
- ⑦交差点安全進行義務違反等
- ⑧交差点優先車妨害等
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止等
- ⑪歩道通行時の通行方法違反
- ⑫制動装置 (ブレーキ) 不良自転車運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反

上記以外にも法令違反があった場合には、交通違反として指導取締等を受けることがあります。



## 自転車運転者講習制度が施行 (平成27年6月1日)

自転車乗用中に信号無視等の危険行為を行い、**交通違反による取締り** または、**交通事故** で

**3年以内に2回以上摘発された場合**

※刑事罰の対象となる14歳以上 ※県内・県外をとわない

## 公安委員会の受講命令

自転車運転者講習を受講

受講場所: 警察本部等  
受講時間: 3時間  
受講手数料: 5,700円

受講命令に従わなかった場合

**5万円以下の罰金**